平成２１年（フ）第７５５号
さいたま市緑区大字三室440番地16
債務者　小嶋　晴美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１号
新潟県長岡市江陽１丁目９番８号
債務者　荒木　豊子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
新潟県柏崎市松波４丁目３番３―36号
債務者　深井　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目12番地５　マンションパストラル１―Ａ
債務者　川本　嘉樹
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９３号
名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘12棟302号
債務者　堀場　信司
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７１号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目８番地
債務者　中内千賀子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５３号
名古屋市緑区太子１丁目294番地　第１うかい荘Ａ号
債務者　山本　浩亨
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３０２号
名古屋市中区金山３丁目１番３号　サンファミリー鈴木301号
債務者　原　　孝幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７７号
名古屋市西区笠取町３丁目32番地の２　エクセレント庄内303号
債務者　植松多美子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４１６号
名古屋市緑区桃山３丁目101番地の１
債務者　野村ひろみ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２号
愛知県岡崎市福岡町字上流95番地１
債務者　古井　和行
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
愛知県西加茂郡三好町大字三好字中鯰ヶ池84番地２　スペクトル三好301号
債務者　近藤　廣司
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
愛知県西尾市丁田町上ノ切11番地８
債務者　千田喜久代
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
愛知県豊橋市東脇１丁目17番地の７
債務者　木村　充宏
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１３４号
愛知県蒲郡市柏原町稲荷11番地１
債務者　杉山　由美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１１９号
茨城県土浦市右籾2964番地３
債務者　長谷川洋文
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
茨城県土浦市神立東２丁目30番32号綿引住宅
債務者　冨山ゆかり
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
茨城県土浦市烏山４丁目2065番地２市営南ヶ丘住宅101号棟101号室
債務者　根本　達子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係